

商品交換における自由意思の概念（1）

湯川 益英

目次

- I 初めに
- II 契約＝法律行為の本質
- III 契約＝法律行為解釈の対象と方法
 - 1. 序説
 - 2. 意思関係の法的な体現としての意思表示構成
－嚆矢としてのサヴィニーの意思表示論－
 - 3. 意思表示法における意思と表示の関係
－ラーレンツのGeltungserklärung論－(以上本号)
- 4. 契約＝法律行為の解釈における自己規定・自己責任と法秩序
－フルーメの規範的契約解釈論－
- IV 商品交換における自由意思の概念
- V 概括

I 初めに

1. 問題の所在

市場においては、ある商品が不足すればその価格が高騰し、やがて当該商品の生産＝新規供給を刺激する。

反対に供給が過多になれば市場価格が下落して供給を控えさせる。

このようにして市場における需要と供給の均衡がもたらされ、契約を媒介した商品交換における給付と反対給付の等価交換が実現する。

すなわち、近代の商品交換社会において、商品の売り手と買い手の間の取引の基礎・基点は、所有権の私的性質と社会的性質の分離・独立という本質的な枠組みの中での契約の自由委ねられ、その等価交換の正当性を担保する需・給の均衡は、一般に市場における事業者間の自由競争に委ねられる。

そうして、契約は当事者間の申込みの意思と承諾

の意思の合致によって成立するゆえ、契約の自由は契約主体の自由意思において成立することになる。

市場における事業者間の競争の自由と市民間の個々の商品交換における自由意思とは、従来、法的に別個のものとして把握されるが、両者が等しく近代市民社会としての資本主義社会の本質を背景に成立するものであり、実際には密接に（表面的には直接に）関連していることは判明である。

したがって、契約における意思の自由について、市場の原理をはじめ、その背景的諸関係との相互関連というパースペクティブの中で考察することも意義なきことではないと考える。

2. 本稿の目的と限定

1) 本稿は、貨幣を媒介した商品交換に限定して、その基礎・基点である契約における自由意思がどのように把握されるべきかにアプローチすることをその目的とする¹。

その際、法哲学的な「自由とは何か」といった視点からではなく、法実践的な観点からの自由意思の在り方、すなわち契約当事者間に契約の意味について齟齬が生じた場合に契約がいかに解釈されるべきかという点について検討する。

さらに、契約当事者の自由意思の解釈において、その背景となる経済合理性を担保するための諸規範が、「契約の自由」という理念の中で、いかに位置づけられるべきかも併せて検討したい。

なお、上記を考察する「道具」として、わが民法の母法のひとつであり、契約＝法律行為という同一の制度的な枠組みをもつドイツの法状況および学説を必要に応じて参照する²。

2) ところで、契約を媒介した商品交換の両当事者の意思そのものは相互に認識し得ないゆえ、意思の内容や合致の有無の判断は表示された意思＝意思表示の解釈によって行われることになる。

契約は、一方当事者の申込みの意思表示と他方当事者の承諾の意思表示の合致によって成立するとされるが、両者が合致するか否かは、結局、個々の意思表示の解釈の帰結である。

したがって、契約の解釈の問題は法律行為の解釈の問題と同値である。

そこで、本稿においては、契約＝法律行為の解釈における自由意思の介在のあり方という観点から論を展開する。

3) 右の目的に対して、上記のような視点から、本稿が究明を図るべき論点およびその順序は以下の通りである。

まず、Ⅱにおいて、契約＝法律行為の本質についての諸見解を検討し、従来、契約における意思がどのように位置づけられてきたかを概観・検討する。

次に、Ⅲにおいては、Ⅱでの検討を踏まえて、契約＝法律行為の解釈における対象と方法について検討し、当該解釈における自由意思とは何かについて私見を述べる。

そうして、右拙見を前提に、Ⅳにおいては、契約＝法律行為における自由意思と市場の原理をはじめその背景的諸関係との相互連関について考察し、商品交換における自由意思とは何かについて現時点での私の見解を提示し、Ⅴにこれまでの行論を概括して結びとしたい。

4) なお、本稿は、わたくしの私法原論の一部

として出版を予定されているものの一部であるが、商品交換という経済的営為から出発して、市場の原理・社会＝経済的な背景の契約解釈への反映の論証を企図する側面を有するため、経済学に造詣の深い諸先学のお目に触れることを期待して、本誌への掲載をお許しいただいた。

ご批判・ご教示を賜ることができれば幸いです。

Ⅱ 契約＝法律行為の本質

1. 序説

契約＝法律行為における意思は、次のような段階を経て表示される。

すなわち、まず、動機が形成され、当該動機を実現するための内心の意思が形成される。次に、内心の意思を表示しようという表示意思が発生し、表示行為として外化される。

例えば、「リンゴが食べたい」という動機の下で、「リンゴを買おう」という内心の意思が生まれ、果実店に行って「リンゴをくださいと申し込もう」という表示意思を経て、売り手に対する「リンゴをください」という発言＝表示行為となる。

この一連のプロセスで、何が契約＝法律行為の本質であるのか、何に重点をおくべきかについて、従来、意思主義と表示主義の対立が認められるが、こ

1 私がかかると限定しアプローチを試みようとした契機は、旧ソ連の私法学者であるパシュカーニスの著作との学生時代の出会いにある。

パシュカーニスは、マルクスが経済学において採用した方法（地理的な背景や階級・民族・人口などの社会的な現実に着目して経済学を構築することを批判・排斥し、商品という単純で抽象的な対象を考究することによって利潤・賃金・価格といった概念を導出し、それらを適用することによって逆に現実を説明しようとする方法）に着眼し、それに習って「商品交換の主体」を分析することによって法の一般理論を構築しようとした(E.Pashukanis, Allgemeine Rechtslehre und Marxismus 1929; なおパシュカーニス・稲子恒夫訳・『法の一般理論とマルクス主義』(昭和33年)を参照させていただいた)。

また、ゼミの指導教授であった川村泰啓先生の「民法は商品交換の法である」というお考えに負うところも大きい(川村泰啓『商品交換法の体系 上』(1967年)・同『商品交換法の体系 I』(1972年)・同『個人史としての民法学』(1992年)を参照されたい)。

2 フランスにおいても契約締結における自由意思が重要視されているが、契約の成立のためには、それに加えて cause (=原因)が必要とされる点でわが国とは制度的に相違する(湯川益英『契約規範と契約の動機』(2011年)157頁)。また、英米法においては、申込みと承諾に加えて consideration (=約因)が必要とされる(湯川・同書 210頁以下)。

したがって、わが国における契約＝法律行為の解釈方法論に、フランスや英米の契約法理を援用するためには、一定の方法論的な濾過が必要になる。本稿においては主題との連関の必然性を考慮して、両者の観点からの検討を割愛した所以である。

なお、フランス法・英米法の上記課題への援用は、獨協法学に連載中の拙稿「動機錯誤と約束的性状保障の法理—給付対象の性状瑕疵をめぐる錯誤論と契約論—」(獨協法学115号以下)において試論されている。併せて参照されたい。

の区分はややあいまいであるように思われる。

そこで本章以下においては、私見にしたがって、契約＝法律行為の本質として内心の意思を絶対視する見地を「意思教説 (willens Dogma)」と呼称し、表示行為を中心にそれ以外の要素にも配慮する見地を「表示主義『的』見地」と呼称して、かかる2類型に大別し、概観・検討する。

2. 意思教説

1) 契約＝法律行為の本質を内心の意思に求めるのが意思教説である。

おそらく明確な意思教説の嚆矢はプフタであろう³。

プフタによれば、契約＝法律行為とは、その対象と目的に向けられた意思とその表示を要件とする。意思と表示が一致しないときには、それが意図されたものであるか否かとは無関係に、また欠陥が意思にある場合でも表示にある場合でも法律行為の存在は排除される。

2) 例えば、表示に対応する意思の不存在が意識されているケース、すなわち売主と買主が意図して虚偽の表示で合意しているケース＝虚偽表示においては、真の意思の隠蔽のための意思と一致しない表示に着目することが重要である。

仮装された行いに法的な効力を付与することは、決してあってはならない。

意図されない不一致は、錯誤(＝契約当事者の思い違い)によっても生じ得る。錯誤があるときにも契約＝法律行為は無効になる。錯誤には①人についての錯誤、すなわち行為者が表示の相手方とした者とは別の人を念頭においていたとき、②目的物の同一性についての錯誤、すなわち個々の物のみに止まらず、その種類・量に対する錯誤(場合によっては、目的物の属性が取引において個別的な同一性とみなされるような場合には性状の錯誤もこれに含まれる)。③行為全体に対する錯誤、すなわち行為者

の意思がまったく当該行為に向けられていないとき、④契約においては、これらの点についての相手方の意思に関する錯誤も認められる。

3) なお、意思と表示の不一致は表示についても生じ得る。

例えば、仮に何か他に真意を知り得る方法があったとしても、表示がきわめて不完全なもので、意思の表示とはとうてい認識できないような場合である。もっとも、単純な誤記であることが判明な場合には、その不完全性は表示の存在を排除することはない⁴。

4) プフタに代表される意思教説のこうした教条主義は、体系的な論理の貫徹とローマ法源への忠実の現われであり、現代の学説・法実務においてはほとんど省みられることはない。

契約＝法律行為が「両」当事者の合意によって成立するものであることに鑑みれば、無効の原則的な要件として、意思と表示の不一致が相手方によって認識されるか否かを無視する法論理が不当なものであることは判明であろう。

しかしながら、こうした抽象的・観念的な法体系が、「権利の体系」として市民社会における理念的な意義を果たすものであることにも留意すべきであろう。

3. ドイツにおける表示主義的見地

1) 表示主義「的」見地の萌芽は、サヴィニーの法律行為論にみられる。

講学上、心裡留保と呼ばれる事案、Aが冗談でものを言ったらBにそれが本気でとられてしまったような場合、例えば、Aが売る気もないものを「売ろう」と言ったところ、Bが「買う」と言って代金を用意したようなときには、Aには内心の意思が存在していないから、意思教説によれば当該行為は契約＝法律行為としては無効になろう⁵。

サヴィニーは、心裡留保について次のように説く。

3 プフタ以前にも、グロティウス、プーエンドルフ、ヴォルフらの著書に意思教説を思わせる記述がある(Vgl., Grotius, De iure belli ac pacis, Lib. 2, Cap. 11, § 6, n. 2; Pufendorf, De iure naturae et gentium, Lib. 3, Cap. 6, § 6; Wolff, Institutiones iuris naturae et gentium, Lib. 2, Cap. 7, § 439)。またプロイセン一般ラント法は意思教説を反映しているようにみえるが、錯誤について重過失があったときには錯誤者に損害賠償責任を課す。

4 Puchta, Pandekten, 3. Aufl., 1845, S. 91 ff.

5 プフタが意思表示論・法律行為論において心裡留保の問題を排除しているのは、当問題が彼の意思教説の体系化にとって不都合なものであったからであろう。

意思表示の要素は、内心の意思、意思の表示および内心の意思と表示の合致である。……ところで、内心の意思は外部からは知り得ないから、それが他者によって認識されるためには、それを外面に表すための契機としての表示が必要になる。それゆえ、内心の意思と表示の合致は偶然ではなく本来の関係である。ところが、この本来の関係が断たれることがある。そうした場合には内心の意思と表示は合致しない。これを「意思なき表示」と呼ぶ。既述のごとく、我われは外界に投影された表示を媒介してのみ意思の疎通を図りうるのであり、法秩序はかかる表示が信頼し得べきものであることを前提に成り立っている。

心裡留保において表意者が保護され得ない（法律行為の無効を主張し得ない）のはこうした理由によるものである。

意思と表示の不一致がみとめられ、法律行為の無効が認められるのは、表示が意思なきものであることを受け手の側が認識しえる場合に、認識し得る範囲においてであり、表意者の内心の意思とは無関係である⁶。

この記述から、サヴィニーの法律行為論が意思教説と異なり、表示への信頼を考慮したものであることは判明であろう⁷。

2) その後、表示主義的見地は、ベールによる判例・裁判例の研究によって、法実務の実質的な法感情によって支持されていることが裏付けられ、意思教説が帰納的に導出されたものではなくロー

マ法源からの演繹の産物であることが明らかにされた⁸。

さらに、シュロスマンによって、「契約の法的保護の根拠は表示責任であり、言葉などの記号によって取引の相手方に一定の期待を付与したことに責任がある者は、それを満足させる義務を負わなければならない」という意思教説に対する批判理論として確立するに至った⁹。

4. わが国における意思表示論の展開

1) 表示主義的見地は、ドイツにおける意思教説への批判として通説的な地位を占め、わが国においても受容され多様な展開をみせる¹⁰。

日本民法の起草者のひとりである梅謙次郎博士は、法律上の効力を発生させる意思を他人が知ることができる方法をもって発表するのが意思表示であるとし、従来、これをめぐって意思主義（意思のみによって判断し、表示されたか否かを問わないもの）・表示主義（意思として発表されたもののみをもって意思とし、真意は問わないもの）・意思表示主義（意思と表示との合致を必要とするもの）の三つの主義があり、日本民法は原則的には意思表示主義を採用するが、例外的に表示主義による場合があるとして次のように説く。

すなわち、人の行為は意思の発動であるから意思を基礎とすることは当然である。しかし、人の意思は無形であって見えないから、これが表示されなければ法律上これに効力を付与することはできない。

6 湯川益英「サヴィニーの『意思＝表示』理論について」『契約関係の変容と契約法理』（2000年）236頁以下。

7 湯川・前掲書・238頁以下。サヴィニーは意思主義の祖師として位置づけられることが多いが、少なくとも、彼が意思の絶対性を唱えるものではないことは判明であろう。

8 Bähr, Über Irrungen im Contrahiren, Jherings Jahrbuch, Bd. 14 (1875), S. 395-421.

9 Schlossmann, Der Vertrag, (1876), S. 51-140 u. S. 169-235 u. S. 287-356.

10 わが国における学説の展開を鳥瞰するものとして、星野英一「意思自治の原則、私的自治の原則」『民法講座1 民法総則』（昭和59年）335-386頁、広中俊雄・星野英一編『民法典の百年Ⅱ 個別的観察（1） 総則編・物権編』（1998年）森田宏樹執筆分141-197頁。

なお、わが国における契約解釈論の個別の動向・展開は、次のような諸論稿にみることができるとと思われる。

我妻栄『新訂民法総則』（1965年）249頁以下、川島武宜『民法総則』（昭和40年）187頁以下、同「法律行為」法学セミナー9号11頁、星野英一『民法概論Ⅰ（序論・総則）』（1971年）175頁以下、四宮和夫＝能見善久『民法総則（第八版）』（2010年）183頁以下、川島武宜＝平井宜雄編『新版注釈民法（三）総則』（2003年）79頁以下、野村豊弘「法律行為の解釈」星野英一ほか編『民法講座第一巻』（1984年）291頁、磯村保「法律行為の解釈方法」『民法の争点Ⅰ』（1985年）30頁、同「ドイツにおける法律行為解釈論について（1）」神戸27巻33号283頁、「同（4）」神戸30巻4号728頁以下、上田誠一郎『契約解釈の限界と不確条項解釈準則』（2003年）、山本敬三『民法講義Ⅰ 総則』（2005年）125頁、同「補充的契約解釈（1）－（五・完）」法学論叢119巻2号1頁・同4号1頁・120巻1号1頁・同2号1頁・同3号1頁以下、民法（債権法）改正検討委員会編『債権法改正の基本方針』別冊N B L 126号122頁以下、同『詳解 債権法改正の基本方針Ⅱ 契約および債権一般（1）』（2009年）152頁以下。

これが法律行為の根本を意思に求めずに意思表示に求めた理由であり、意思と表示との合致を必要とされるのは当然のことである。しかし、「意思ト表示ト相異なる場合ニ於テハ他人ハ其表示ヲ見テ直チニ之ヲ意思ナリトスヘキカ故ニ場合ニ依リテ法律上之ヲ眞ノ意思ト看做ササレハ善意者ヲ害スルコト」が少なくない。これが日本民法において例外的に表示主義が認められる理由である¹¹。

2) 我妻教授によれば、法律行為の目的とは、行為者がそれによって達成しようとした効果であり、行為者が法律行為によって一定の効果の発生を欲することは、正確に言えば、法律行為に包含される意思表示によるのであるから、法律行為の目的は、結局、意思表示の目的、すなわち効果意思の内容によって定まることになる。しかしながら、意思表示が、その本体的な効果を生ずるのは、法律行為を構成した上でのことであるから、とくに意思表示の解釈として考えずに、法律行為の解釈として考えれば充分である¹²。

法律行為によって欲せられる効果は、専ら表示行為によって決定される。従って、法律行為の解釈とは、この表示行為の有する意味を明らかにすることである。往々にして、表意者の隠れた真意（内心的効果意思）を探求することが、法律行為解釈の任務のように考えられることがある。しかし、これは誤った個人意思自治の原則に謬着して、意思表示が専ら表示行為を介してなされるものであることを忘れた考である。内心的効果意思は、法律行為の効力の有無を左右することがあるだけで、法律行為の内容に影響を及ぼすことは、絶対にないといつてよい¹³。

そうして、契約当事者の経済的または社会的目的・慣習・任意法規・信義誠実の原則および意思表示のなされた当該の事情が解釈の際に参照さるべきであると説かれる¹⁴。

3) 川島武宜教授は契約当事者間のコミュニ

ケーションという観点から、次のように法律行為を分析する。

法律は社会生活を規律するものであるが、その社会生活というものは、人と人が伝達行為（communication）を媒介として、相互に働きかけあう関係、すなわち相互作用（interaction）の過程である、そして、伝達行為というのは社会的に与えられた意味の担い手であるところのシンボル（symbols）を道具として行われるものであって、人と人との社会関係はこのような伝達行為なくしては考えることができない¹⁵。

法律行為はその現象面においては、伝達行為（communication）そのものたる・効果意思の表示行為である。……表示行為としての意思表示は、他のすべての伝達行為と同じくシンボル（記号）を道具とするが、そうしたシンボルのもつ意味は、本来それぞれの社会集団において、社会的に決定されており、それは法律行為においても同様である¹⁶。

また、法律行為制度における第一の法律問題は、なされた法律行為がどのような社会的な意味をもっているか、ということである。この社会的意味を明らかにすることが、いわゆる「法律行為の解釈」の問題である¹⁷。

したがって、法律行為制度は、一般的には、伝達（表示）によって生じた社会的期待（特にその相手方の）を保障することを目的とするものであり、また、特殊的には、近代社会では、人々がそれぞれの必要にもとづいて自由にどのような内容をも選択し得るものとする市民的要請が、法によって承認されている（それがいわゆる私的自治の原則にほかならない）のであるから、法律行為解釈の目標は、このことによって限界づけられていると言わなければならない。すなわち、近代法における法律行為解釈の目標は、表示によって生じた社会的期待が何であったかを明らかにすることであり、そうしてそこで問題となるところの・表示によって生じた社会的期待

11 梅健次郎『訂正増補 民法要義 卷之一総則編（復刻版）』（昭和59年）206頁以下。

12 我妻栄『新訂民法総則（民法講義Ⅰ）』（1965年）249頁。

13 我妻・前掲書250頁。

14 我妻・同上。

15 川島武宜『川島武宜著作集 第六巻 法律学2』（1982年）96頁。

16 川島武宜『民法総則』（昭和40年）187頁以下。

17 川島・前掲（anm.15）105頁以下。

とは、当該の具体的諸事情のもとで表示者が意欲したものであるものとしての当該の表示が意味（社会的意味）したところのもの、にほかならない。したがって、(a)表示者の「内心の意思」は表示の社会的意味内容と同一ではなく、前者は表示者個人の心理現象の次元を出るものではないのに対し、後者は表示を通じて社会的に伝達された・表示者以外の他の者、特に表示受領者によって心理的に再現され得る（現に再現され得た、というのではない）・そのゆえに社会的な・存在である。すなわち、「内心の意思」は法律行為の内容（それが解釈の目標なのである）そのものではなくて、単に、一定の場合に法律行為によって生じた社会的期待の法的保障という原則を修正する、という価値が、法によって「内心の意思」に認められているにすぎないのであり、そのような修正が民法93条以下に規定されている、と読むべきである。(b)また、表示の意味は、表示者が「内心」でその意味として考えていたこと或いは意欲していたことではなくて、表示受領者にとって当該の表示が客観的に意味したこと、でなければならない¹⁸。

4) 星野英一教授は、裁判実務の対応をも視野に入れつつ、次のような法律行為論を展開される。

契約＝法律行為の成立や解釈が問題になった場合には、先ず、第一段階としては、締約時に、問題となった点につきどこまで両当事者の意思が合致していたかを探求することがなされるべきである。そうして、締約当時は実は意思の合致があったが、後に、一方当事者がそれでは都合が悪いと思って、自分はそういうつもりではなかったと主張することが多々あるが、そのような者を保護する必要はない。

次に、第二段階として、内心の意思が一致していなかった場合の扱いが問題となる。これについては、両当事者の内心の意思が一致していなければ契約は成立しないという考え方と、両当事者により表示されたところが一致していれば契約は完全に成立するという考え方がある。後者を採ることを前提としたうえで、問題は、外形的に一致している契約の意味をどう決めるかにあるが、これは要するに契約における危険負担の問題であって、どの当事者の不

利に決めるかという問題である。各当事者が考えていた二つの意味と、当該表示がその社会で通常有する意味との合計三つの「意味」があり得るが、このどれをとるかについては、まず、その意味を初めて使った当事者だけが考えていた意味に解することはできない。なぜなら、言葉その他の表現方法を用いる者は、それが相手方によってどう理解されるかを考えてすべきであり、自分の考えている意味を相手に押し付けることは妥当ではないからである。したがって、このときには表意者が危険を負担すべきである。

結局、表示の相手方が実際に考えた意味か、その社会で客観的に有する意味かの選択が問題となるが、後者が適当と考えられる。なぜなら、契約当事者各自は、その使用する言葉その他の表現方法がその社会において有する意味に解されることを覚悟して行動すべきものであり、表現方法の意味につき間違っていて考えていた者は、客観的な意味に解されて不利を蒙ってもやむを得ないとすべきだからである。

なお、契約解釈の参考になるもののひとつは、その契約が行われた場所や取引界における慣習であるとし、ここでいう「社会」とは両当事者を含む社会であり、一方当事者だけが属する営業界・職業団体に考えられていることを相手方に押しつけることはできない¹⁹。

また、法律行為の解釈といわれる作業には、種々な意味での事実の認定の場合と裁判所が法律行為に対して一定の意味（＝法律効果）を与えてしまう場合があり、条理・信義則による「解釈」といわれるものが後者であり、そこでは、ある法律行為からどのような権利義務関係が生ずるかを、裁判所が決めてしまうとされる²⁰。

5) 四宮和夫教授は、表示主義は取引の安全の要請から生じるものとの観点から、法律行為制度の根拠について以下のように述べられる。

法律行為の効力の根拠は、かつては、個人の心裡の意思に求められた（当事者がそのような効果を意欲したが故にそのような法律効果が認められるとされた）が、このような法律行為規範を形成すること

18 川島・前掲（anm.16）195-196頁。

19 星野英一『民法概論 I』（1971年）175-177頁。

20 同上180頁。

が認められたのは、私法関係の形成は、原則として、国家権力の干渉を受けない当事者の自由な意思にゆだねられることが、資本主義社会に適した秩序を形成する、と考えられたからである。ところで、私法関係形成過程に参加するひとびとの自主性を侵さないためには、個人の意味は、かえって相手方の信頼や当該過程の社会的な機能による制約に服さなければならないはずである。商品流通の高度化は、かような制約をますます自覚させ、私的自治の原則を介して、取引観念上法律効果発生の意味の表明と認められる表示をしたときに、その効果の発生を認めるもの、とする考え（表示主義）を生むに至った。しかし、表示主義といえども、法律行為の根拠をまったく意思の外に置くものではないであろうし、それに、私有財産制を基調とする近代法のもとでは、個人の意味決定の自由の全面的無視は許されないことである。したがって、法律行為の効力の根拠は結局個人の意味に求めるほかになく、ただ、表意者の意思と表示とが一致しない場合には、真意の意思と表示から推断される意思とのいずれかを、どのような形で、あるいはどの程度、考慮すべきか、という問題が残るにすぎない²¹。

したがって、法律行為の解釈に際しては、まず、当事者の付与した共通の意味（主観的意味）を確定しなければならず、次に、共通の主観的意味を確定しえない場合には、表示の客観的意味を確定しなければならない。その際には、当事者の用いた表示手段（言語・動作等）が、当該事情のもとにおいて、慣習（取引慣行を含む）や条理に従って判断した場合、相手方または一般社会によってどのように理解されるか、を標準としなければならない。そして、いずれの場合にも、法律行為の内容は、当該事情のもとで当事者が達成しようとしたと考えられる経済的・社会的目的に適合するように、確定されなければならない²²。

6) 石田穰助教授は、法律行為に一定の法律効果が付与される根拠について、正常な法律行為と瑕疵がある法律行為を分別して以下のように主張する。

法律行為が正常な場合には、それは、当事者が十分な判断能力に基づきそれを欲したからであり、ただし、当事者が一定の法律効果を欲しても、法秩序がそれを承認しない場合、法律効果は発生しないのであり、従って、厳密に言えば、法律行為に一定の法律効果が付与される根拠は、当事者の意思＝意欲と法秩序の双方であって、例えば、単独行為では、その根拠は当事者の意思と法秩序であり、契約では、当事者双方の意思の合致と法秩序である。従って、この場合の法律行為の解釈は当事者が十分な判断能力を有していたかどうか（有していない場合は追認したかどうか）、当事者が何を欲したか（当事者が意思表示に対しどのような意味を付与したか）を明らかにする作業である。契約の場合には、これに意思表示の一致の有無が明らかにする作業が加わる。

法律行為に瑕疵がある場合には、法律行為による法律効果発生を根拠を当事者の意思に求めることはできず、この場合の根拠は、本人の帰責性と相手に生じた信頼に求められる。この場合の法律行為の解釈は、法律行為がどのような瑕疵を有するか、相手にどのような信頼が生じたか、を明らかにする作業である。

したがって、これらいずれの場合においても、意思表示の有する客観的意味の探求は不要である。意思表示に対して当事者が共通に付与した意味から離れて客観的意味を探求するのは、通常、無意味である。もし、この客観的意味を当事者に押しつけるならば、それは、通常、私的自治の原則に対する侵害に成る²³。

さらに、石田助教授は、法律行為の解釈方法を、主観的解釈・規範的解釈・補充的解釈・修正的解釈の四つに分類して、次のように説かれる。

主観的解釈は、上記の正常な法律行為に対する解釈の在り方であり、規範的解釈は瑕疵のある法律行為に対する解釈の在り方である²⁴。

そうして、修正的解釈は、意思表示に対して、当事者が付与した意味を修正する作業である。例えば、借地契約における増改築禁止の特約に関して、

21 四宮和夫『民法総則 第三版』（昭和57年）142頁以下。

22 同上158頁。

23 石田穰『法解釈学の方法』（昭和51年）141頁以下。

24 同上153頁以下。

借地人に特に背信性がある場合に限り法律効果の発生を認める、というのがこれに当たる。さらに、当事者間の力関係が著しく異なる場合には、意思表示に対し当事者間に共通に附与された意味が存在しても、私的自治の前提条件は必ずしも満たされておらず、修正的解釈は、かなり広範囲に行われてよいであろう。そして修正的解釈の多くはこうした場合に問題とされるであろう²⁵。

7) なお、このほかに、英米法における関係の思想を背景にして、当事者間の「関係」から契約＝法律行為の本質を説くものがある。

木下毅教授は、「契約法」が意思理論ないし交換的取引理論を基礎とする行為規範法準則・法理の完全な法体系を意味するとすれば、かかる意味における契約法はすでに死亡宣告を受けたとあってよく、それに代替するものとして「信頼責任の法理」および「利得責任の法理」を基軸とする英米法的関係主義的発想が往年の座を取り戻しつつあるとされる。

また、英米法系は、大陸法的意思表示ないし法律行為の論理に対して、関係主義的発想を中心に据え、この関係に当事者の意思に基づかない種々の権利義務が付着するものと解する傾向が強く、かかる発想は、大陸法的な私的自治の原則を修正するものとして興味深いものがあると評価されたうえで、わが国を含めた大陸法系においても、意思理論的構成ないし操作を限定し、あるいは否認しようとする傾向が年々強くなりつつあり、かかる傾向は、約束ないし契約の法的拘束力の源泉ないし根拠を当事者の意思（の合致）に求める・市民法的構造をもつ大陸法的意思理論そのものが、法社会化の段階にある現代法のもとでは、もはや適合しなくなってきたことを示唆しているという²⁶。

そうして、大陸法的意思理論に代替し、ないしこれを修正する理論は、領主と領民の相互的権利義務からの類推を新しい問題に一般的に適用することにその起源を有するコモン・ローの関係主義的発想、すなわちコモン・ローが封建的な不動産保有条

件（tenure）の付随条件から演繹したコモン・ロー独特のパターナリスト的発想をいって他にはない、と思われると結論する²⁷。

8) 内田貴教授も、アメリカのイアン・マクニールが主張した「関係的契約」という観念を紹介され、次のように説かれる。

イアン・マクニールは、意思を中心とする古典的な契約像に対して、社会的な関係そのものが契約の拘束力を生み出し、また様々な契約上の義務を生み出すという契約像を「関係的契約」というモデルとして呈示し、現実の契約は、古典的な契約と関係的契約という二つの極の間で、双方の要素を様々な度合いに併せ持つ形で存在していると見る。そして、両極の契約モデルは、それぞれ異なった契約原理を持っており、ある種の契約は、関係的契約の原理に大きく支配されているのだと論じる²⁸。

関係的契約の典型としては、日本でいえば企業間の伝統的な継続的取引を想起すればよい。そこでは、確かに意思の要素は存在するが（契約するかしないかは当事者の意思次第である）契約上の権利義務を確定するにあたっては古典的契約像が描くほどには決定的ではなく、むしろ当該取引の背後にある社会的関係の及ぼす拘束が重要な役割を果たしている。

古典的な契約は、契約の締結時点で契約の条件がすべて決まっている、という想定に立っている。これをマクニールは、未来の事柄をすべて現在に置き換えるという意味で「現在化」という言葉で言い表している。これに対して、関係的契約は現在化をしない契約である。契約条件は契約関係の進行とともに徐々に形成され、また修正される。これは日本の取引の特徴を考えれば非常によく理解できる。日本では「将来本契約より生ずる権利義務につき当事者間に紛争を生じたときは、誠意をもって協議するものとする」といった協議条項を入れることが多いといわれるが、これは、無意味な規定ではなく、まさに関係的契約のひとつの表現だということができる

25 同上170頁以下。

26 木下毅『英米契約法の理論〔第2版〕』（1985年）437頁。

27 同上437-438頁。

28 Macneil, J., "The many Futures of Contracts", 47 Southern Calif. Law Rev. 691., なお、関係的契約理論の全貌についてはイアン・マクニール（デヴィッドキャンベル編、池下幹彦・東繁彦共訳『関係的契約理論 イアン・マクニール撰集』（2015年）を参照されたい。

のである。関係の契約においては、当事者は、契約の連帯（信頼関係）を維持するために、当該契約が置かれている社会関係の中で要求される様々な義務を負う。たとえば、情報を提供したり、相手に損害を与えないように配慮する、といった義務である。

内田教授は、こうしたマクニールの関係的契約概念は、われわれの契約意識、契約観念によく合致するとされ、この理論に手を加えることによって、実定法の理論としても十分使える規範理論を構築することは可能であるように思われるとされる²⁹。

そうして、関係的契約モデルは、共同体的思考に親近感をもっていると言われる³⁰。

9) 以上、代表的な学説を概観したが、意思と表示の関係については、論者によって相当の乖離があることが判明であろう。

例えば、石田説は他の諸説に比して、当事者意思を重視する傾向にあり、関係的契約理論は、少なくとも記述の上では、意思と乖離した「関係」そのものによって契約が成立し、その効果が生じるとの主張にみえる。

しかしながら、わが国における表示主義的な観点からの契約＝法律行為本質論の要素は、右に概観した諸見地にほぼ出尽くしていると思われる³¹。

5. 若干の検討

1) 契約＝法律行為の本質を意思の絶対性に求める意思教説は、表意者の内心の意思を重視するあまり、意思表示の相手方の意思を無視する結果を招来する。また、自由意思が表示行為によってのみ相手方に認識され得るものであることも軽視され、それゆえ取引の公平性を担保し得ず、今日では省みられることがない。

2) 前節にみたように、表示主義の見地は、概ね次のような視点から、かかる意思教説を批判する。

すなわち、契約＝法律行為は、本来、契約両当事

者間の外的な交渉関係を規律すべきものであるのに、それを人間の内心の問題のみに係わらせ、心理主義的な過ちを犯しているとするもの、商品交換社会＝資本主義社会においては、表示行為に対する取引の相手方さらに一般的取引社会の信頼を保護する必要が生じるが、意思教説はこうした取引における現実的な要請に対応し得ないとするもの、当事者の意思ではなくて当事者関係から法的規律が導出されるべきであるとするものなどである。

また、そもそも法の任務は社会全体の価値の維持および増進にあるのに対し、意思教説は個人主義的側面を有するとの批判、法律学は社会の現実的・具体的な利益の衡量を目指すものであるのにも係わらず、意思教説は観念的・演繹的方法に固執するものであるとの批判がある。

さらに、わが国においては、意思教説はその社会的・歴史的な固有の条件の下に成立した特殊＝ドイツ的な教説であり、社会的・歴史的な背景を異にする日本への導入は不当であるとの指摘がしばしばされる³²。

3) ところで、契約＝法律行為の本質の追求に際して、上記のように意思以外の要素を強調するときには、明確にしておかなければならない前提があるように思われる。

まず、第一に、意思教説への批判において表示の外面性の意義を主張するに際しては、表示＝外面性と意思との関係が明示される必要がある。

第二に、信頼の保護を重視する見地においては、何に対する信頼が保護されるべきなのか、すなわち信頼されてしかるべき対象は何かについての言及が必要である。

第三に、契約＝法律行為の本質は人間相互の関係を規律するものであることは判明であるが、それがどのような関係であるのかが明確にされなければならない。

第四に、法の任務は社会全体の価値の維持および

29 内田貴『契約の時代 日本社会と契約法』（2000年）30-31頁。

30 同上73頁。

31 例えば、内田貴『民法Ⅰ総則・物権総論』（1999年）45頁以下、近江幸治『民法総則』（2005年）157頁以下、川井健『法学概論①民法総則』（2005年）126頁以下なども同様の見解を示す。

なお、わが国における法律行為本質論の展開を鳥瞰するものとして、星野英一「意思自治の原則（anm.10）335-386頁、広中俊雄・星野英一編『民法典の百年Ⅱ個別的観察（1）総則編・物権編』（anm.10）141-197頁。伊藤進『法律行為・時効論 私法研究著作集第3巻』（平成6年）3-164頁、特に、3-18頁等を参照。

32 平井宜雄『註釈民法（3）』（1973年）12頁以下。

増進にあることはいうまでもないが、契約＝法律行為によって維持され増進さるべき価値とは何か明らかにされなければならない。

4) 私見によれば、第一の点について、仮に表示そのものの超主観的意味の追求が主張されているのなら、それは契約＝法律行為の本質論としては無意味である。契約は両当事者間の合意による主体的な行為であり、表示はその反映に他ならない。したがって、表示行為は内心の意思を反映する契機となることによってはじめて意味をもつことになり、意思と乖離した表示を語ることは虚しい営為であると言わざるを得ない。

第二の点について、表示によって保護される信頼とは、表示に対する信頼あるいは商品交換における取引の安全の確保という実質的な要請であろう。しかしながら、既述のとおり、表示そのものに対する信頼は無意味であり、信頼さるべき対象は表示を通して表される相手方の意思である。

人は「取引の安全」のために契約＝法律行為を経由するのではなく、取引によって実現される自身の利益のために（すなわち意思の実現のために）契約を締結するのである。

また、資本主義的な大量で迅速な取引の安全は、法的な安定性の確保という観点から当然要請されるものであるが、かかる要請は消極的な原理に他ならない。契約＝法律行為の本質は、契約を通して相互の目的を達成するための能動的原理である。したがって、そこで機能すべきは、単なる信頼の発生ではなくて、信頼の「付与」（＝表意者が受意者に信頼させたこと）という能動的・意思的原理である。

第三の点については、近代の商品交換社会において、商品の売り手と買い手の間の取引の基礎・基点が、所有権の私的性質と社会的性質の分離・独立を相互に承認しあう関係、つまり所有権の自由と契約の自由を承認しあう意思関係にほかならないことが確認されなければならない。

第四の点については、公法の原理に対する私法の原理の独自性が前提として認識されなければならない。もちろん法の原理は一般に社会性・公共性と無関係ではないが、公法の原理が国家公共的なもので

あり社会経済の構造における統制的・計画的方向性をベクトルとする制約的なものであるのに対して、私法の原理はそうした限界の側面を有しつつも個人意思自治の原則を支持する能動的なものであることが忘れられてはならない。

なお、意思教説が特殊ドイツ的なイデオロギーの所産であることは判明であるが、契約＝法律行為の本質を追求するに際しては、その特殊な発生史のパースペクティブではなくて、内容の正当性・合理性が検討さるべきであろう。そうして、意思教説の抽象的・観念的な法体系が、「権利の体系」として市民社会＝商品交換社会における理念的な意義を果たすものであることに留意すべきであろう。

5) 表示主義の見地は、表示の絶対性を支持するものではない。

たとえば、我妻説が「契約当事者の経済的または社会的目的・慣習・任意法規・信義誠実の原則および意思表示のなされた当該の事情が解釈の際に参照さるべきである」と説くこと、³³川島説が「近代法における法律行為解釈の目標は、表示によって生じた社会的期待が何であったかを明らかにすることであり、そうしてそこで問題となるところの・表示によって生じた社会的期待とは、当該の具体的諸事情のもとで表示者が意欲したのものとしての当該の表示が意味（社会的意味）したところのもの」にほかならないとされること³⁴からも、表示主義の見地が、意思教説の延長あるいは補完の観点に立つものであることは判明であろう。

しかし、同見地には、意思教説への批判という側面の強調のために前項にみたような前提の検討が充分になされていない憾みがある。

たとえば、契約＝法律行為における当事者「関係」を重視する見地は、身分や地位・役割等を非意思的要素として把握し、それが契約＝法律行為の成否に直結するがごとき論を展開するが、そうした具体的状況の現実的根拠が当事者意思に帰着することが明示されなければならない。

6) また、ほとんど全ての表示主義の見地は、表示の意味が当該表示の客観的意味とは異なって相手方に理解されたものの、当該理解が表示者の実際

33 我妻・前掲書250頁。

34 川島・前掲（anm.16）195-196頁。

に付与した意味と一致していたケースについて言及しない³⁵。

たとえば、売主Aが売買対象を甲建物と表示するつもりであったのに、誤って乙建物と表示した時、買主はそれが甲建物と表示されるべく表示されていたことを認識していた場合、あるいは売主が甲建物を誤って乙建物と表示したものの、買主も、その乙建物という表示を誤って甲建物の意味に理解していた場合である。

表示主義的見地によれば、意思表示は人間社会におけるコミュニケーションのための意思伝達行為であり、表示はその手段である。それゆえ、表示者も相手方も表示をその客観的な意味によって理解することになるから、表示の客観的意味は、普通は両当事者の主観的意味と一致する蓋然性が高い。したがって、表示に対応する表示者の意思に対する信頼を保護することが正当化され、意思表示の効力や解釈について表示の客観的意味を基準にすることになる。

ところで、上記のケースのように、表示者の真意が相手方に認識されていた場合あるいは結果的に共有されていた場合には、相手方には表示に対する信頼はなく、表示の客観的意味が機能する余地はない。

かかるケースにおいては、両当事者が実際に意図したところを契約＝法律行為として成立させ解釈することが、両当事者の法的利益に適うものだからである。

すなわち、右の場合には、表示者の錯誤は治癒され、表示と意思の不一致という事態は生じ得ないことになる。

したがって、表示主義的見地とは、表示が意思を相手方に対して正確に伝達できなかったときに限って問題とすべき観点であると言い得、「内心的効

果意思は、法律行為の効力の有無を左右することがあるだけで、法律行為の内容に影響を及ぼすことは、絶対にない³⁶という定式は、一般に通用するものではないといえよう。

さらに、このことは、表示主義的見地が主張する右の定式を覆すものであり、当事者の真意が一致しているかぎり、むしろ、契約＝法律行為は当事者の真意に従って解釈されるべきであるという意思教説の主張に沿うものであるともいえよう³⁷。

7) なお、上記の定式は、契約両当事者は合意があると思いついていたもの実際には合意がなかったというケース、いわゆる無意識的不合意の場合には契約が成立しない（両当事者の主観的合致は契約の成立の要素である）という原理にも違背する³⁸。

8) 表示主義的見地は意思教説と無関係な理論ではなく、その延長線上にあり、またそれを補完する理論として正当であるが、その思惟傾向には、やや主体的自由の観点の欠落した部分がみられる。

当該見地においては、表示と意思との相互連関の本質が直視され、当事者間の真意の共有の問題・共通錯誤の問題・無意識的な不一致の問題についての理論的透明性がさらに追求されるべきであろう。

そうして、本節における意思教説と表示主義的見地の概観・検討によれば、契約＝法律行為制度が人を法的規律の客体として捉えるものではないことは判明である。

契約＝法律行為における法的な理性とは、自身が決定したことを自身が引き受けるという原理、すなわち自己決定＝自由意思の原理にほかならない。

したがって、契約＝法律行為の本質は、人を自由意思の主体として把握するその立場にこそ見出し得ると考える。

35 このことを指摘するものとして、石田・前掲 (anm.23) 153頁を参照。もっとも、表示主義的見地が、表示の意義を内心の意思の延長・補完というレベルで把握していること、表示主義が意思主義の例外であると捉えていることに鑑みると、このケースは明示されていないものの、当然、表示主義的見地からも「認識されている」ものと思われる。

36 我妻・前掲書250頁。

37 小林教授は、こうした観点を、*falsa demonstration non nocet* (=誤表は害さず) の法理から導出されるものであり、意思主義か表示主義かを問題とする以前の普遍的な命題であるとされる (小林一俊「契約における合意と誤表—『誤表は害さず』について」『現代契約法大系 第1巻 現代契約の法理(1)』(昭和58年)286頁以下、同『錯誤法の研究』(1986年)560頁以下)。

38 例えば、内池慶四郎「無意識的不合意と錯誤との関係について—意思表示解釈の原理をめぐり—」『私権の創設とその展開』(2013年)3頁はこのことを指摘する。

Ⅲ 契約＝法律行為解釈の対象と方法

1. 序説

1) 契約＝法律行為の解釈にあたっては、先ず、その対象が何であるべきかが明確にされるべきである。

前章における概観と検討によって自ずから明らかになったのは、契約＝法律行為の本質論における表示主義的見地の合理性とともに、その不十分である。

既述のごとく、表示主義的見地は意思教説と無関係な理論ではなく、その延長線上にあり、またそれを補完する理論として正当であるが、その思惟傾向には、やや主体的自由の観点の欠落した部分がみられる。

すなわち、同見地において欠けているのは、表示と意思との関係の追求であると考えられる。

2) ところで、私見によれば、表示と意思との関係に関して、意思表示論の創始者であるサヴィニー (F.K.von.Savigny) は、法における意思表示の共同主観的存在構造を、当時すでに直観的に把握 (Anschauung) しており、その成果は、後にラーレンツ (Karl Larenz) の法律行為方法論に「妥当表示主義」の根拠として発展的に援用され、フルーメ (Werner Flume) の法律行為論においては、「契約＝法律行為の解釈の対象は何か、また契約＝法律行為の解釈においてはいかなる方法が採られるべきか」という問いに対するひとつの完成した答えが与えられている。

そこで、本章においては、三者の論述を追いつつ、契約＝法律行為解釈の対象と基準について検討する³⁹。

2. 意思関係の法的な体現としての意思表示構成 — 嚆矢としてのサヴィニーの意思表示論 —

(1) 意思と表示の関係

1) 意思関係を、契約関係の構成原理を体現する契機としての意思表示構成として定着させたのはサヴィニーである。

その意思表示論は、一八四〇年の『現代ローマ法体系第三卷』⁴⁰ および一八五三年の『債務関係法第二卷』⁴¹ から抽出すると、次のようなものである。

「あらゆる意思表示の土台は意欲 (Wollen) の存在である。「[意欲は、] 内に秘められたものであるが、こうした内面的な出来事は、それが表明されることによって、現象として目に見える世界に登場する」⁴²。

「意思表示は、債務契約においては、給付の約束に関する意思関係の両翼を担っている。それは、債務者の給付についての同意の意思の表示と債権者の要求の意思の表示とである」⁴³。

すなわち、契約における意思関係は「内心の意思」と「表示」とのふたつのモメントから合成される、「同意の意思表示」と「要求の意思表示」から成る。

2) ところで、意思表示のふたつの要素すなわち意思と表示とを一つの全体へと結合させるという問題が、「あたかも、このふたつの要素が、その性質において、例えば、ある人の意思が他の人の意思から独立しているのと同様に別個独立である」から生じたものであるかのように受け止められてはならない。「むしろ、意思と表示とは、そもそもその性質に照らして、結合されて在るものとして考えられるべきである」。

なぜならば、一方「意思そのもの (der Wille an sich) は、本来、唯一かつ重要なものであり、法的な効果を生み出す力を有するただひとつのものである」が、他方「目に見えない内面の出来事である。したがって、我々人間にとっては、そうした内面的

39 解釈方法論の究明においては、その対象と基準を検討することが有益であることについて、森末伸行「サヴィニーにおける法解釈の方法に就いて」法学新報86巻4-6号179頁以下。なお、湯川益英「制定法の解釈における『立法者意思』の存在意義—歴史法学のパースペクティブの中での立法者意思—」月報司法書士第531号 (2016年) 33-41頁を併せて参照されたい。

40 Savigny, System des heutigen römischen Recht, Bd., 3., 1840.

41 Savigny, Obligationenrecht, Bd. 2., 1853

42 Savigny, a.a.O. (anm. 40), S. 237

43 Savigny, a.a.O. (anm. 41), S. 8 u. insb. 12ff.

な出来事を認識するための契機が必要になる。それが徴表すなわち表示 (der Erklärung) にほかならない。

すなわち、意思と表示の合致は、なにか偶然なものであるのではなく、両者が具備している本性に適った関係にほかならない⁴⁴。

既述のようなサヴィニーの意思表示理論は「意思主義」と評され、表示主義と対比されて、その心理主義を批判されることがある。

3) しかしながら、上記の記述から明らかなように、サヴィニーの意思表示理論は、プフタの意思主義のように、心理的な実在としての個人の意思の追求が契約＝法律行為の解釈という作業であるとするものではないことは判明であろう⁴⁵。

また、それが、意思と分離された表面的な(記号の意味を有するにすぎない)表示の意味を追求するものでもないことは言うまでもあるまい。

意思と表示を別個独立のものとして対立させるのではなく、むしろ、「表示＝意思」と把握する点に、サヴィニーの意思表示理論の特質があるように思われる。

4) すなわち、サヴィニーにおいては、意思表示を意思と表示に分離し、表示を表意者の意欲を相手方に伝達するための独立したモーメントとして把握する二元的理解そのものが超越されており、意思の実現形態(Dasein)としての表示こそが法における意思の本質的態様と把握されていたものと考えられる。

5) しかしながら、サヴィニーの権利対象観は、ローマ法の影響下にあり、またドイツ後期普通法学の時代的被規定性を有するものであった。

サヴィニーは、経済取引における権利客体について次のように説く。

すなわち、自由意思は、先ず自分自身の人格の上に作用し、次に外部に向かって、したがって意思する人間との関係において外界と呼ぶべきものの上に作用する。これが考え得る右の作用対象の最も一般的な対立として把握できる。

ところで、外界は一部の不自由な自然から、あるいは一部は意欲する人間と同種類の自由な存在である他人の人格から成り立っている。

したがって、自由意思が支配する三つの主要な客体は、自分自身の人格と不自由な自然、そして他人の人格である⁴⁶。

そうして、不自由な自然は、全体としてではなく、ただ一定の空間に制限された範囲においてのみ、我々によって支配することができる。

こうした限定的な自然の断片を物(Sache)と呼ぶ⁴⁷。

つまり、サヴィニーにおいては、権利の客体は人と物とに分別され、主観的ではない権利客体であり得るのは、不自由な自然としての有体物だけである。

もっとも、サヴィニーの権利対象観は、ローマ法のそれとまったく同一というわけではない。

ローマ法の単純素朴な有体物概念とは異なり、彼は人間が「不自由な自然に対する支配という使命を与えられて」いること、⁴⁸自由な人間が価値として支配し得る感性的で空間的に限定された不自由な自然という対立を明確に理解している。

それゆえ、サヴィニーにとっての自然とは、没価値的なものではなくて、人と結びついた有価値の存在である。

ただし、彼の法思想には、権利や精神が外部化して、法主体とは区別された取引の客体として存立するという見地はみられない。

したがって、結局、サヴィニーにおける物とは、空間的に限定された「不自由な自然の断片」、すなわち、人ではない有体物を指示することになる⁴⁹。

このように、サヴィニーの権利対象観は有体的な使用適正のうちに解消されるものであり、意思表示の対象もそれに制約されたものであったことに留意すべきであろう⁵⁰。

(2) 意思表示の意味基盤

1) ところで、サヴィニーは、『債務関係法第二

44 Savigny,a.a.O.(anm.40),S.238f.

45 プフタ以前については、anm.3に前掲した法状況と諸学説を参照されたい。

46 Savigny, System des heutigen römischen Recht,Bd.,1.,S.334ff.

47 Savigny,a.a.O.(anm.40),S.338

48 Savigny,a.a.O.(anm.40),S.367

卷』において、契約による債務関係の発生について、「複数の人の意思表示を、一致したひとつの意思表示にまで一体化させるという作業、この作業によって、彼らの間に、ひとつの債務関係が発生することになる」と規定している⁵¹。

この記述によれば、サヴィニーにおいては、意思表示は、ただ単に「一体化」の構成要素としてのみ在るばかりではなくて、「一体化」そのものに等置されても在る。

2) この一見不可解にもみえる表現は何を意味しているのであろうか。

3) サヴィニーのいう「複数の人の意思表示」とは、例えば、契約の一方当事者の意思表示と他方当事者の意思表示であろう。そうしてこれらを「一致したひとつの意思表示にまで一体化させる」こととは、契約両当事者において、それぞれの「意思表示」の言語表現としての内容が、齟齬を生じることなく同一性を相互承認された上で、両者の意思の関係がその内容を確定する事態を意味している。

このことは、同書における次の記述から判明であると思われる。

前節にみたように「債務契約において、意思表示は、給付の約束に関する意思関係の両翼を担っている。すなわち、それは、債権者の要求の意思の表示と債務者の給付についての同意の意思の表示とである」。

そうして、「法はそうした意思表示の表示内容に則した合致を通して意思関係がその内容を確定することによって、当該意思関係がそのまま給付規範関係として成立することを承認する」⁵²。

したがって、契約両当事者各々の「意思表示」の

合致の結果としてこれに等置されている「ひとつの意思表示」とは、一体化の構成要素である意思表示との区別において把握するならば、実は、内容が確定した両者の意思の関係をも指示するものなのである。

つまり、サヴィニーにおいては、意思関係そのものが意思表示に二重映しにされていることになる。

4) そこで、次に問題になるのは、意思関係＝意思表示の内容を確定する際の意味基盤がどこに求められるかであろう。

先ず、「意思表示の意味＝意思関係の内容」について契約当事者間に齟齬が存在しない場合には、それが合法であれば（公序良俗に違背するものでなければ）、一致の現実性ゆえに、その一致した内容がそのまま給付規範関係へと昇華される。

次に、契約両当事者それぞれが「意思表示の意味＝意思関係の内容」に附与したことに齟齬が生じたときには、これを「一致したひとつの意思表示にまで一体化させる」こと、すなわち意思表示の解釈という作業が必要になる。

そうして、その際には解釈のための準拠枠組みとしての意思表示の意味基盤が明らかにされなければならない。

契約＝法律行為の解釈における当事者の主観に重点を置く「意思主義的」見地は、表意者個人の「内心の意思」を探求することの合理性を主張し、「表示主義的」見地は表示の客観的意味の探求の合理性を主張する。

意思表示の意味基盤に関するサヴィニーの見解は、当然、「意思の実現形態(Dasein)としての表示こそが法における意思の本質的態様と把握」する

49 周知のように、サヴィニーは「法学におけるカントのような人」たることを生涯目標とした（西村 稔「合法的思考の歴史的成立（一）」法学論叢99巻5号35頁以下）が、こうしたサヴィニーの権利対象観には、カントの法哲学が多大な影響を与えているように思われる。カントは、選択意思の外的な対象として、「私の外にある物・特定の行為への他人の選択意思・私との関係の中での他人の状態」に区分し、責任能力を有する主体である人と責任能力を有しない物とを対立させる。したがって、カントにおいては、「それ自体は自由意思を欠いている自由な選択意思の対象が全て物（res corporales）と呼称されることになる（Kant, Metaphysik der Sitten, Metaphysische Anfangsgrunde der Rechtslehre, § 4., noch vgl., der. 4., S. 27）。

50 Windscheid-kipp, Lehrbuch des Pandektenrechts, S. 690f., なお、ドニストリヤンスキーは、ヴィントシャイトの権利対象観がカントに由来するものであることを指摘する（Dnistrijanski, Zur Grundlegung des modernen Privatrechts, Jherings Jahrbuch, Bd. 79, S. 74）。

なお、この問題についての詳細は、獨協法学に連載中の拙稿「動機錯誤と約束の性状保障の法理—給付対象の性状瑕疵をめぐる錯誤論と契約論—」（獨協法学115号1-30頁）を併せて参照されたい。

51 Savigny, a.a.O. (anm. 41), S. 7ff.

52 Savigny, a.a.O. (anm. 41), S. 8 u. 12ff.

その姿勢を反映したものになることが予想され、したがって、それは意思主義的（＝主観主義・心理主義的）見地や当事者の意思以外の客観性に根拠を求める表示主義的見地のいずれに与するものでもないことが推測され得る。

このことは、彼の心裡留保についての記述からも推定できるように思われる。

5) サヴィニーは心裡留保について次のように述べている。

「心裡留保とは表示が意思なきものであることを表意者が自認していることである。心裡留保においては一般に表意者は保護され得ない（契約の無効を主張し得ない）。これは、表示は信頼し得るものであるという前提において法秩序が成り立っているからにはほかならない。

信頼しうる表示とは、表意者と受意者との共通の意味基盤の上に投影された表示である。すなわち、心裡留保において一般に表意者が保護され得ないのは、受け手の側が表示を信頼している蓋然性が高く、またそうした受け手の側の認識が合法的であるからである。したがって、法は、原則的には、当該表示が指示する一般的（ということは表意者と受意者が共有している蓋然性が高い）意味が、そのまま意思表示の意味になることを承認するからである。

これに対して「（心裡留保による無効が認められるのは）表示が『意思を欠いた表示』であることを受意者の側が認識しうる場合に、認識しうる範囲においてである⁵³。

つまり、心裡留保による無効が認められるのは、表示が「意思を欠いた表示」であることを表意者と受意者の双方が認識し得る場合であり、こうしたときには、表示が表意者の意思を投影したものではないという事態が意思表示解釈の正当な帰結として認められる。それゆえ、独立した個々の法主体における原理が契約両当事者に共有され、契約＝法律行為は無効になると解されることになる⁵⁴。

6) すなわち、サヴィニーによれば、心裡留保による無効が法的世界における規則として通有するか否かは、表意者が意思表示に附与した特別な

意味（表示が意思なきものであること）が、受け手との間の主観の共通性において認められるか否かによる。

意思表示が特別な意味をもっているときでも、その理解の基盤である表意者の主観と受意者の主観とが共通している蓋然性が高い場合には、表示の意味について両者の間に齟齬は生じないと解さるべきなのである⁵⁵。

ここでサヴィニーが意思表示の解釈として行っている作業は、表意者の有している意味基盤と受意者の有している意味基盤の双方において理解されうる表示の意味の探求である。

また、こうしたサヴィニーの姿勢は、法が言語と同じく「民族意識（＝民族共通の核心）」そのものの中で生きており、また、不断の慣用によって維持されている言語と同一視されうるという彼の名言とも通底している。

そうして、このことは、契約両当事者の意思の関係を表示＝意思そのものと二重映しにする彼の姿勢にも鑑みれば、サヴィニーの志向する意思表示の解釈作業において、一般に妥当するものであると忖度され敷衍できる。

7) したがって、サヴィニーは、表意者の理解と受意者のそれが齟齬している際の意味表示の意味基盤を、当事者間の主観の共通性に求めていると考えられる。

（3）小括

1) サヴィニーにおいては、法における意思は単なる内心ではなく、法における表示は単なる記号ではなく、両者は別個独立に機能し得るものではない。

すなわち、言語活動の共同主観的な営為とアナログ的に、契約＝法律行為における意思表示も、主観・客観の対立を超えた「意思＝表示」と把握される。

こうした意思表示解釈の対象についての理解は、法における意思の対象を正当かつ明確に析出していると思われる。

53 Savigny,a.a.O.(anm.40),S.258f.

54 Savigny,a.a.O.(anm.41),S.12ff.

55 プフタが意思表示論・法律行為論において心裡留保の問題を排除しているのは、当問題が彼の意思教説の体系化にとって不都合なものであったからであろう（Puchta,a.a.O.(anm.4),S.91ff.）。

また、このことの反映として、解釈の基準を契約＝法律行為の両当事者の主観の共通性に求めていることもまた、法的な合理性を有するものであると思われる。

2) しかしながら、本節(1)の5)に概観したように、サヴィニーの給付対象についての理解が、歴史的な被規定性をもつ(制約された)ものであることは留意さるべきであろう。

3. 意思表示における意思と表示の関係

—ラーレンツのGeltungserklärung論—

(1) 商品交換関係の法理

1) ラーレンツは、彼の法律行為解釈方法論において、商品交換関係を概ね次のように把握する⁵⁶。

2) 民法(商品交換法)の精神的な基礎は倫理的な人格主義に求められる。

人は、それ自身が固有に有している性質や規定によって、自分自身の存在を可能な支配領域において自由かつ有責に形成する。すなわち、自ら目標をもち、自らの行為を規律することが人格の実現である。こうした理解は、キリスト教とカントの哲学に由来する。

つまり、人＝人格は、手段ではなく目的において行為するから、人格者として相互承認され、その存在と支配領域を他者から侵害されない権利をもつことになる。

3) そうして、この相互関係が、法の下での共同生活と全ての個人的な法律関係の基礎ともなる法的な関係の基盤となる。その本質的な要素が権利＝義務であり、人格相互の関係における権利＝義務(権利義務の相互性)である。

人格・権利・義務と、複数の人格を結合するための法律関係という概念が、私法の根本的な概念を形成する。そうして、この概念の精神的な内容は、カントの謂う倫理的な人格概念を法領域に「移調した(transponieren)」ものであり、さらにこの「移調(Transponierung)」から、その他の様々な私法概念と原則が生み出される。

個々人が自身の法的関係を自身で形成するという私的自治の原則も、このような倫理的な人格主義を根拠にするものであって、契約＝法律行為において決定的なのは、契約当事者が自らの決心によって契約の規則に同意することである。

それゆえ、契約の規則の根底にあるのは、強要されることのない当事者意思である。

4) このことは、契約＝法律行為においては、合意＝意思が、ただ単に道徳的に拘束するだけではなく、法的に拘束し、さらに、必要ときに法秩序によって強制され得るためには、自己規定に重ねて、実定法による有効な法的行為としての承認がなされなければならないということを意味する。

法秩序は、一定の法的な最小限度の要件を満たす約束のみに法的妥当性を附与する。

その上で、私的な交換関係は、信頼の保護および契約的な適切さのための調整といった原理—以下、本稿においては「契約調整の原理」と略記する—によって法的に基礎づけられる⁵⁷。

(2) 妥当表示(Geltungserklärung)論

1) ラーレンツは、法律行為の解釈理論における主観主義と客観主義の対立を認め、このふたつを克服することによって、意思表示における意思と表示の関係を明らかにしようとする⁵⁸。

2) ラーレンツによれば、話されたり書かれたりした言葉の意味は、意思表示という観点に立てば、話す・書くといった行為そのものとは別のものである。

「意味」とは、もちろん行為に内在し、行為によって表示されるものであろう。しかし、他方、行為から分離された独立のものでもある。

また、「意味」そのものには形がなく、知覚はされないが理解され得るものであり、その論理的な意味において認識されるものである。

すなわち、意思表示においては、行為としての意思表示と客観的・論理的な意味形象としての意思表示というふたつの面が区別され、そうして、両者は相互に結び付いている。

56 Larenz, Allgemeiner Teil des bürgerlichen Rechts, 12Auf., S.28ff.

57 Larenz, a.a.O. (anm.56), S.34ff.

58 Larenz, Die Methode der Auslegung des Rechtsgeschäfts, 1930, S.34-69.

意思が有する意味の検討対象は、客観的・論理的な意味形象としての意思表示にほかならない⁵⁹。

通説である意思主義・表示主義は、意思表示が、法律効果の発生に向けられた意欲 (Wollen) の告知 (Kundgabe) であるとするが、この分離は論理矛盾である。

すなわち、約束は約束者が意欲することではなく、彼が自己拘束することを意味する。さらに、それは、過去の意欲の存在ではなくて、何か決定的なもの・決定的な効力の発生を企図している。意欲の内容に決定性を附与し、それが主観的な表象や欲求の変動に揺らぐことなく、時間を越えた (zeitüberdauernd) 拘束を生み出すことが約束の意味である⁶⁰。

意思表示によって表現されるのは、一時的な欲求や意欲それ自体ではなく、客観性にまで高められた意思の内容である。従って、意思表示は意欲の表示 (Wollenserklärung)・意図の表示 (Absichtserklärung) ではなく、GeltungなErklärung (Geltungserklärung 「妥当な表示」) である。

3) ところで、意思表示の当事者は、法において機能する理性的精神の中で、設定を企図する法律関係に関して意思をもって行為する主体である。

法律効果とは、物的なものではなく、心理的な実在や身体的な現実には帰属するものでもなく、客観的な意味形象の世界に属するものである。

Geltungserklärungによって表現された内容は、客観的な法が、それに対して法的効力を附与することによって法的に妥当することになる。つまり、法的な関係における具体的な効力は、意思表示と法律とが結合することによって生じるのである。

一般に、意欲 (Wollen) は、求められる結果が、意思した行為によって招来される場合にのみ問題になるから、意欲は常に行為を含み、行為によって成し遂げられる。

法律効果の意欲もこれと同様である。

それは、表示においてのみ実現され、法律効果は法秩序によって当該表示に関連付けられる (zuordnen)。その際、法律効果の附与は当事者の意思によるものではない。意思表示の当事者は法律効果の附与を意欲することはできない。すなわち、表示が法律効果を有するのは、当事者がそれを意欲するからではなくて、既述のとおり、法秩序が附与するからである⁶¹。

表示されたものが有している法的な効力は、心理的な意思 (psychischer Willensakt) に基づくものではない。なぜなら、心理的な意思は、客観精神的形象の世界では意味を有し得ず、客観化された意思、すなわち「妥当表示 (Geltungserklärung)」のみが意味をもち得るからである⁶²。

したがって、意思表示は、単なる意思の通知 (Mitteilung) ではなくて、意思の実現 (Realisation) である。法的効果の発生に向けられた主体的な (volitiv) 表明である意思表示に、直接に求められた法的な関係に向けられた意思が客観化される。

なお、「沈黙」や「態様」も、それが、状況によって、一定の法律効果を妥当せしめることを表したとみられる特別な事情があるときには表示手段である⁶³。

そうして、意思表示=意思の客観化は、他の行為と同様、帰責 (Zurechnung) され得、またその必要がある。帰責とは、客観的な事実を主観的なモーメントに結び付けることであるが、その際に、意思モーメントに意味が認められるにしても、それが表示の帰責についてのモーメントのひとつにすぎないことは、意思表示が妥当表示であることから判明であろう⁶⁴。

4) このようなラーレンツの「妥当表示論」によれば、法主体 (Rechtssubject) としての表意者が付与 (verursachen) することができるのは、意

59 Larenz,a.a.O.(anm.58),S.36f.

60 Larenz,a.a.O.(anm.58),S.43f.

61 Larenz,a.a.O.(anm.58),S.48.

62 Larenz,a.a.O.(anm.58),S.54.

63 Larenz,a.a.O.(anm.56),S.307ff. 例えば、A-B間の契約において、BがAの申込みに対して一定期間内にそれを拒絶しないときには、Bの承諾とみることができるとされた場合には、Bの沈黙は承諾である。また、返済期後の利息を貸主が受領することで消費貸借期間の黙示の延長が表される。これは、その行為態様によって、間接的に法律効果を求める意思を表現した「おこない(Verhalten)」による表示である。

64 Larenz,a.a.O.(anm.58),S.59-62.

思表示の意味ではない。

表意者が附与するのは、意思表示の「基体 (substrat)」であり、意味としての法律効果は、法によって表示に関連づけられる (zuordnen)。

すなわち、意思表示のこうした構造においては、当事者は、行為としての表示のみを意思し、それを通じて法律効果を意思し得ると謂える。

意思表示は、存在する意思について述べたものではなく、実現さるべき法律効果を目指した情動的な表明であり、情動的な意味形象としての、意思表示の、法的な意味についての表現である⁶⁵。

「妥当表示 (Geltungserklärung)」としての意思表示は、主観的な意味 (= 意思行為) と客観的な意味 (= 意味表示) との統一であるから、意思の探求とその解釈とは明らかに別の作業である。

解釈とは、意思と、そして意思と表示との関係を問題とするものではなく、表示 (= 意思表示の基体) のもつ法的に可能な意味のみを問題とするのである。

5) したがって、ラーレンツにおける意思表示の解釈とは、法的な基準となる表示の意味の確定であり、当然のことながら、現代の商品交換社会・資本主義取引においては、両当事者の客観的かつ衡平な理解可能性および当事者間の信頼の保護・契約調整の原理 (= 契約的な適切さのための調整) を考慮しつつなされなければならない作業となる。

(3) 信頼の保護と契約調整

1) ラーレンツは、民法 = 商品交換法の基本原理として、上述したように、私的自治のほか、信頼の保護と契約調整を採用する⁶⁶。

2) ラーレンツによれば、法秩序が正常に機能するためには、倫理的な人格とともに、社会倫理が考慮されなければならない。

そのひとつが、信頼の原理である。

人間の共同体が平和に繁栄するためには、信頼の保護は人間関係の基礎であり、その反映として、取引・商品交換においても相互の信頼が裏切られることなく保護されなければならない。

信頼の保護は、法律行為的な取引を支配し、相手方に向けられた意思表示の解釈においては、相手方の認識可能性 → 理解可能性が重要である。意思表示の受意者は、その理解し得る、また理解した表示の意味を信頼できなければならない。例えば錯誤などによって、表意者が、意思表示の意味を妥せしめないときには、信頼利益の賠償を義務づけられる可能性がある。

また、行為者が、その責任において、表示の単なる外観 (Anschein) を加えたケースであっても、当該外観についての他者の信頼も保護されなければならない。

もっとも、意思表示の外観、特定の証書や登記についての信頼の保護は、信義則のような法倫理に基礎づけられたものではなくて、法律行為的な取引の安全を高めるための法技術によるものである。

すなわち、法的な信頼の保護には、信頼そのものの保護が求められるべきものと、取引の安全において保護がもとめられるものがあり、両者の重ね合わせの濃淡に則して、民法の中に現われてくることになる⁶⁷。

3) また、ラーレンツは、私法上の信頼保護の具現として、表見責任 (Rechtsscheinhftung) を挙げる。

例えば、民法においては、本人から代理人に授与された代理権の通知や公表は、外的授権のような意思表示 = 法律行為ではなく、法律 (BGB) によって、それと同等の効果を認められた準法律行為であると位置づけられる。

認容代理においては、本人が、他人が権原なしにくりかえし自身の代理人として現われたことを放置し、そのために、相手方がその事実から代理権の存在を推測し得るときには代理権があった場合と同様に扱われ、その要件は、本人が当該他人 (= 無権代理人) の行為を知っており、可能であるにもかかわらず、それに異議を示さなかったことである。

代理権終了後の表見代理についても、対外的に示された授権を根拠として、本人への帰責がみとめられる⁶⁸。

65 Larenz, a.a.O. (anm. 58), S. 44 ff.

66 Larenz, a.a.O. (anm. 56), S. 37-41.

67 Larenz, a.a.O. (anm. 56), S. 37 ff.

そのほか、商人同士の取引においては、商法上、沈黙が、申込みの承諾として法的に妥当することがある⁶⁹。

4) なお、契約調整の原理は、双務契約上の給付と反対給付の等価交換を保障するだけでなく、契約における負担と危険の正当な配分をも意味する。

客観的な等価交換の貫徹は没価値的であり、私的自治と矛盾する側面をもつ。したがって、それは、当事者個々の価値観に由来する主観的な等価を意味する。

法は、各当事者が錯誤や強迫に陥ることなく、自己の判断を形成し得るように配慮し、さらに、人は、契約の締結に際して、各自の利益を最もよく実現することを望む存在であることを信頼されるのである。

もちろん、こうした可能性が認められない取引類型については、私的自治の原則を社会原理(Sozialprinzip)によって制約することが必要になる。

ただし、瑕疵担保責任や事情変更の原則などにおいては、客観的な等価原理が採用される。

負担と危険の正当な配分という思想は、契約の当事者の特約による合意がないとき、任意法規を広範に支配し、その適用の対象となる。任意法規は、当事者の私的自治と表裏である。

すなわち、ラーレンツによれば、私的自治と契約調整は対立せず、相互補完の関係にある⁷⁰。

(4) 意思の実現、社会類型的な態様と社会原理

1) 「意思の実現による承諾」および「社会類型的な態様による承諾」も、ラーレンツが、法律行為の領域における法律効果の発生要因として評価する態様である。

2) 行為者が、意思された法律効果の発生の契機となるような事実状態を作り出すという方法

で、法律効果の発生を目指すのが「意思の実現(Willensbetätigung)による承諾」である。それは、通知意味(Kundgabesinn)のない法律行為であり、純然たる実行行為で(Vollzugshandlung)であって、意思表示ではない。

例えば、送付された目録による古書店への注文や電報によるホテルの部屋の注文、試供品の使用といった利用行為による承諾などの履行行為による承諾がこれに該当する。

意思実現においては、民法上、申込者に対する承諾の表示とともに、承諾意思の「実現(Betätigung)」が必要である⁷¹。

3) また、現代の大量な取引実態、例えば、運送等の供給といった生存配慮給付においては、事前に確定されている条件で一般的に申込みがなされ、それについては誰もが請求でき、また、その際には、契約の締結のための意思表示をする必要はない。利用者による給付の事実上の請求、すなわちただ単に利用行為があるだけで契約が成立する。

社会類型的な態様による承諾も、多くの場合、意思の実現の承諾と同値であるが、そこでは、固有の意味での意思の実現の承諾とは異なり、カズイスティーシュなプロブレムレーズンクがなされるわけではなく、一般化と標準化が強く要求される。それゆえ、例えば、行為能力の規定は適用されるが錯誤取消は排除される⁷²。

そうして、ラーレンツは、「社会類型的な態様による承諾」を、契約＝法律行為論の限界と位置づける⁷³。

4) すなわち、ラーレンツによれば、契約＝法律行為の解釈は、前項までに概観した私的自治・信頼の保護・契約調整の原理に加えて、意思の実現および大量な取引が増大した近現代の大衆社会における社会類型的な態様といった社会原理の反映としての法現象を配慮しつつ展開されなければならないことになろう⁷⁴。

68 Larenz,a.a.O.(anm.56),S.515-523.

69 Larenz,a.a.O.(anm.56),S.524ff.

70 Larenz,a.a.O.(anm.56),S.39ff.

71 Larenz,a.a.O.(anm.56),S.454ff.

72 Larenz,a.a.O.(anm.56),S.450ff.

73 Larenz,a.a.O.(anm.56),S.450ff.,insb.S.463.

74 Larenz,a.a.O.(anm.58),S.42ff.

(5) 小括

1) ラーレンツは、サヴィニーが透視 (Anschauung) した「意思=表示 (Daseinとしての表示)」という契約=法律行為解釈の対象を、「妥当な表示 (geltung Erklärung)」という概念を用いて説明する。

ラーレンツによれば、意思表示は、存在する意思について述べたものではなく、実現さるべき法律効果を目指した情動的な表明であり、情動的な意味形象としての、意思表示の、法的な意味についての表現である。

そうして、解釈とは、意思の、そして意思と表示との関係を問題とするものではなく、表示のもつ可能な意味のみを問題とするのである。

また、解釈は、法的な基準となる表示の意味の確定であり、両当事者の客観的かつ衡平な理解可能性と当事者間の信頼の保護・契約的な適切さのための調整といった原理を考慮しつつなされなければならない。

さらに、意思の実現や、近現代の大衆社会における大量取引の増大における社会類型的な態様といった社会原理の反映としての法現象を配慮しつつ、契約=法律行為の解釈を展開する必要が説かれる。

2) ラーレンツの妥当表示論は、法律行為における意思と表示の関係を、論理的かつ明確に把握し、契約=法律行為解釈の対象が「妥当表示 (geltung Erklärung)」に他ならないことを析出した。

3) しかしながら、カントの倫理的な人格概念を基礎にしつつも、その「移調 (Transponierung)」の段階、意思と表示の弁証法的な統一を目指したその過程において、法秩序や当事者間の信頼・契約調整・意思の実現・社会原理といった社会経済的な要素・商品交換の実態に重点が置かれ、それらが正当な評価を受ける一方、契約における自由意思の要素、表意者の「意思」や「意識」が、「意思表示の帰責を評価するためのひとつの基準」に格下げされてしまったことは不合理である。

したがって、このことは、残された課題として銘記されなければならないと考える。

次節にて検討する。

(未完)